

給水設備点検業務委託特記仕様書

1. 一般事項

(1) 本業務は、秋ノ宮道路管理センター建築物に付属する給水設備を常に良好な状態に保つために定期点検・清掃及び整備を行うものである。

(2) 本仕様書に記載のない事項については、建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）を適用する。

2. 提出書類（共通仕様書に記載のないもの）

(1) 作業予定表（工程表）

3. 業務内容

(1) 業務実施時期

点検実施日は、履行期間内に行うものとする。ただし、詳細な日程については施設管理担当者と協議の上決定するものとする。

(2) 設備概要

- ・屋内受水槽設備 4.5m³ 2槽1基
- ・屋外受水槽設備 9.0m³ 2槽1基

(3) 受水槽点検項目・水質検査項目

- ・点検項目は、共通仕様書の1Y点検とする。
- ・水質検査は次の11項目とし、屋内受水槽で採水することとする。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	pH値
亜硝酸態窒素	臭気
塩化物イオン	味
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	色度
一般細菌	濁度
大腸菌	

4. 留意事項

(1) 受託者は、本業務を履行するため、以下の資格保有者を配置しなければならない。

- ・ビル管理法に基づく貯水槽清掃作業監督者(再)講習修了者

(2) 保守上の不備等は受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担すること。

(3) 各点検終了後は、その都度点検報告書を速やかに提出し、委託者の承認を得ることとする。提出は「紙」によるものとし、部数は1部とする。

現場説明書（条件明示）

当業務の実施にあたっては、「建築保全業務共通仕様書」及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。

第1章 基準等

第1節 積算基準

1. 業務委託費の積算は以下の積算基準を参考にしています。
 - ・ 建築保全業務積算基準（令和5年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部
 - ・ 建築保全業務積算要領（令和5年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部

第2章 条件明示

第1節 積算関係

1. 当業務にかかる諸経费率等は以下によるものとして見積もってください。
 - ・ 直接物品費 直接人件費の1%
 - ・ 業務管理費 直接業務費の19%
 - ・ 一般管理費等（率分）8%
2. 受水タンク点検清掃、水質検査及び残留塩素測定にかかる労務等は以下によるものとして見積もってください。
 - ・ 建築保全業務積算要領（令和5年版） 2. 3. 4 給排水衛生機器の1. 受水タンク又は高置タンクの（1）点検保守・（2）清掃（5,000L～10,000L）に記載の歩掛り（水質検査・残留塩素測定を含む）